

重要事項説明書

		記入年月日	令和 6年 4月 1日
記入者名	嶋 淳	所属・職名	代表取締役

1. 事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業主体の名称	法人の種類	営利法人	
	名称	(ふりがな) かぶしきかいしゃ えむしー 株式会社 MC	
事業主体の主たる事務所の所在地	〒341-0005	埼玉県三郷市彦川戸1丁目84-1	
事業主体の連絡先	電話番号	048-948-6653	
	FAX番号	048-948-6654	
	ホームページ	なし	
	アドレス	あり : https://mc-misato.com/	
事業主体の代表者の職名及び氏名	職名	代表取締役	
	氏名	嶋 淳	
事業主体の設立年月日	平成26年4月1日		

事業主体が埼玉県内で実施する他の介護サービス		
介護サービスの種類	事業所の名称	所在地

<居宅サービス>				
訪問介護	あり	なし	MC訪問介護センター	三郷市彦川戸一丁目84番地1
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし	MC訪問看護ステーション	三郷市彦川戸一丁目84番地1
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし		
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型サービス>				
定期巡回・随時訪問介護・看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
複合型サービス	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし	MC居宅介護支援センター	三郷市彦川戸一丁目84番地1
<居宅介護予防サービス>				
介護予防訪問介護	あり	なし		
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

2. 施設概要

施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先		
施設の名称	(ふりがな) さぼーとはうす みさと びいら サポートハウス みさと ヴィラ	
施設の所在地	〒341-0005	埼玉県三郷市彦川戸1丁目84-1
施設の連絡先	電話番号	048-948-6653
	FAX番号	048-948-6654
	ホームページ	なし
	アドレス	あり： http://mc-misato.com/
施設の開設年月日		平成27年4月1日開所
施設の管理者の職名及び氏名	職名	代表取締役
	氏名	嶋 淳
施設までの主な利用交通手段		
JR武蔵野線 三郷駅からバス（グローバル交通）15分 彦川戸一丁目東下車 目の前		
施設の類型及び表示事項	類型 : 住宅型有料老人ホーム 居住の権利形態 : 利用権方式 利用料の支払い方式 : 月払い方式 入居時の要件 : 入居時自立・要支援・要介護 介護保険 : 在宅サービス利用可 居室区分 : 全室個室	

3. 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態						
有料老人ホームの人数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数
	専従	非専従	専従	非専従		
施設長	1				1	1
生活相談員	1				1	1
看護職員						
介護職員						
機能訓練指導員						
計画作成担当者						
栄養士						
調理員						
事務員	1				1	1
その他従業者	3				3	1.75
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数				40		
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。						
従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士						
介護福祉士						
介護職員基礎研修						
介護福祉士実務者研修						
介護職員初任者研修						
介護支援専門員						
従業者である機能訓練指導員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士						
作業療法士						
言語聴覚士						
看護師及び准看護師						
柔道整復士						
あん摩マッサージ指圧師						
夜勤を行う看護職員及び介護職員の人数						
人数	夜勤帯平均人数 (17:00時～翌9:00時)		最少時人数 (休憩者等を除く)			
看護職員	2		1			
介護職員	2		1			

従業者の当該介護サービスに係る業務に従事した経験年数等

	看護職員		介護職員		生活相談員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数						
前年度1年間の退職者数						
業務に従事した経験年数	/		/		/	
1年未満の者の人数						
1年以上3年未満の者の人数						
3年以上5年未満の者の人数						
5年以上10年未満の者の人数						
10年以上の者の人数						
	機能訓練指導員		計画作成担当者			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
前年度1年間の採用者数						
前年度1年間の退職者数						
業務に従事した経験年数	/		/		/	
1年未満の者の人数						
1年以上3年未満の者の人数						
3年以上5年未満の者の人数						
5年以上10年未満の者の人数						
10年以上の者の人数						
従業者の健康診断の実施状況				なし	あり	

4. サービスの内容

施設の運営に関する方針		
<ul style="list-style-type: none"> * ご利用者個人の自由・尊厳・プライバシーを尊重します * 毎日の生活をより自分らしく、お一人お一人に合わせた生活ができるようお手伝い致します * 入居者の家族や介護に関わる方の心身のケアにも重視します * よりよいサービスを提供するために、サービススタッフを研修・育成に努めていきます * 「気がつく」サービスを目指していきます 		
介護サービスの内容、利用定員等		
個別機能訓練の実施（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
夜間看護体制加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	なし	あり
利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況	別紙	
協力医療機関の名称	MC クリニック 三愛会総合病院	
(協力の内容) 利用者の医療受診（往診）・医療相談・緊急時の対応・健康相談・定期健診・健康診断・入院時対応		
協力歯科医療機関	なし	あり
その名称：		
(協力の内容)		
要介護時における居室の住替えに関する事項		
要介護時に介護を行う場所		
居室		

入居後に居室を住み替える場合			
一時介護室へ移る場合		無し	
判断基準・手続について			
(その内容)			
追加的費用の有無		なし	あり
居室利用権の取扱い			
(その内容)			
入居一時金償却の調整の有無		なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無		なし	あり
従前居室との仕様の変更			
便所の変更の有無		なし	あり
浴室の変更の有無		なし	あり
洗面所の変更の有無		なし	あり
台所の変更の有無		なし	あり
その他の変更の有無		なし	あり
(その内容)			
介護居室へ移る場合		無し	
判断基準・手続について			
(その内容)			
追加的費用の有無		なし	あり
居室利用権の取扱い			
(その内容)			
入居一時金償却の調整の有無		なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無		なし	あり
従前居室との仕様の変更			
便所の変更の有無		なし	あり
浴室の変更の有無		なし	あり
洗面所の変更の有無		なし	あり
台所の変更の有無		なし	あり
その他の変更の有無		なし	あり
(その内容)			

その他（他の居室に移る場合）		なし	あり
判断基準・手続について			
(その内容) 入居者により適切なサービスを提供する為、必要と判断する場合には、次に掲げる手順を経て他の居室に移動していただく場合があります。 ① 事業者の指定する医師の意見を聴取する ② 入居者及びその家族の意見を聴取する ③ 居室の住み替えにより入居者の権利や利用料金等に重大な変更が生じる場合は、次に手続きを書面で行なうものとします。 a 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。 b 住み替え後の居室の概要、費用負担の増減等について、入居者及び身元引受人等に説明を行なう c 入居者の同意を得る。ただし、入居者が自ら判断できない状況にある場合にあっては、身元引受人等の同意を得る。			
追加的費用の有無		なし	あり
居室利用権の取扱い			
(その内容) 従前の居室利用権が変更後の居室に移転します			
入居一時金償却の調整の有無		なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無		なし	あり
従前居室との仕様の変更			
便所の変更の有無		なし	あり
浴室の変更の有無		なし	あり
洗面所の変更の有無		なし	あり
台所の変更の有無		なし	あり
その他の変更の有無		なし	あり
(その内容)			
施設の入居に関する要件			
自立している者を対象		なし	あり
要支援の者を対象		なし	あり
要介護の者を対象		なし	あり
留意事項			
契約の解除の内容	契約書参照		
体験入居の内容	可能 期間 1日～3日 費用 一泊2000円（部屋代 リネン代）		
入居定員	30名（全室個室）		
その他			

入居者の状況						
入居者の人数（報告に関する計画の基準日の前月末日）						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
65歳未満		2	2	1	8	13
65歳以上75歳未満				1	10	11
75歳以上85歳未満		1		1	9	11
85歳以上				1	1	2
	自立	要支援1	要支援2			合計
65歳未満	1					1
65歳以上75歳未満						0
75歳以上85歳未満						0
85歳以上						0
入居者の平均年齢	歳					
入居者の男女別人数	男性	16		女性	21	
入居率（一時的に不在となっている者を含む）						
前年度に退去した者の人数						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
自宅等						
社会福祉施設						
医療機関						
死亡者					8	8
その他						
	自立	要支援1	要支援2			合計
自宅等						
社会福祉施設						
医療機関						
死亡者						
その他						
入居者の入居期間						
入居期間	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上1 0年未満	10年以上 15年未満	15年以上
入居者数	5	3	15	5		

施設、設備等の状況									
建物の構造	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物				なし	あり			
	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物				なし	あり			
居室の状況	区分			室数	人数	1の居室の床面積			
	一般居室個室	あり	なし	30	/	15.30~20.15㎡			
	一般居室相部屋	あり	なし			㎡			
	介護居室個室	あり	なし		/	㎡			
	介護居室相部屋	あり	なし			㎡			
	一時介護室	あり	なし			㎡			
	共用便所の設置数	4	うち男女別の対応が可能な数			0			
		うち車いす等の対応が可能な数			4				
個室の便所の設置数	4	個室における便所の設置割合			4				
		うち車いす等の対応が可能な数			4				
浴室の設備状況	浴室の数 2	個浴	大浴槽	特殊浴槽	リフト浴				
		1		1					
その他、浴室の設備に関する事項									
食堂の設備状況	2階食堂								
入居者等が調理を行う設備状況	なし			あり					
その他、共用施設の設備状況									
なし		あり	(その内容) 食堂・機械浴室・個浴・トイレ・応接室・駐車場						
バリアフリーの対応状況									
(その内容) 全居室・廊下・共用施設に手すり設置。車椅子での移動可能。									
緊急通報装置の設置状況	なし	一部あり	全居室内にあり						
外線電話回線の設置状況	なし	一部あり	全居室内にあり						
テレビ回線の設置状況	なし	一部あり	全居室内にあり						
施設の敷地に関する事項									
敷地の面積	1172.66㎡								
事業所を運営する法人が所有	なし	一部あり	あり						
抵当権の設定	なし			あり					
貸借(借地)									
なし	あり	契約期間	始	2014.07.01	終	2044.06.30			
契約の自動更新			なし		あり				
施設の建物に関する事項									
建物の構造	鉄骨造・地上2階建て								
建物の延床面積	1105.80㎡								
事業所を運営する法人が所有	なし	一部あり	あり						
抵当権の設定	なし			あり					
貸借(借家)									
なし	あり	契約期間	始		終				
契約の自動更新			なし		あり				

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況			
事業主体や施設に設置している利用者からの苦情に対応する窓口			
窓口の名称	サポートハウスみさとヴィラ 相談窓口		
電話番号	048-948-6653		
対応している時間	平日	9:00~17:00	
	土曜	9:00~12:00	
	日曜・祝日	無し	
定休日等	日曜・祝日・12月30日~1月3日		
上記以外の利用者からの苦情に対応する主な窓口等			
窓口の名称	① 埼玉県福祉部高齢介護課 ② 埼玉県消費者生活支援センター川口 ③ 三郷市消費者生活センター		
電話番号	① 048-830-3254 ② 048-261-0999 ③ 048-930-7725		
対応している時間	平日	① 8:30~17:30	
		② 9:00~16:00	
		③ 10:00~12:00 13:00~16:00	
	土曜	無し	
	日曜・祝日	無し	
定休日等	① ~③ 土日・日曜・祝日・12/30~1/3		
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応			
損害賠償責任保険の加入状況			
なし	あり	(その内容) 損害賠償保険 ホーム側の過失により入居者若しくは入居者の家族又は身元引受人に損害を与えた場合、保険会社の約款に基づき賠償します。	
その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事			
なし	あり	(その内容) 損害賠償保険 ホーム側の過失により入居者若しくは入居者の家族又は身元引受人に損害を与えた場合、保険会社の約款に基づき賠償します。	
サービスの提供内容に関する特色等			
(その内容)			
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等			
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況			
なし	あり	実施した年月日	
		当該結果の開示状況	なし あり
第三者による評価の実施状況			
なし	あり	実施した年月日	
		実施した評価機関の名称	
		当該結果の開示状況	なし あり

5. 利用料金

利用料の支払い方法	一時金方式	月 払 方式	選択方式
敷金相当額	195,000 円 (家賃の 3 ヶ月分)		
一時金方式			
一時金及び月単位で支払う利用料			
年齢に応じた金額設定	なし	あり	
要介護状態に応じた金額設定	なし	あり	
料金プラン			
プラン名称	一時金	月額	(内訳)
		計	家賃相当額 介護費用 食費 光熱水費 管理費
※介護保険サービスの自己負担額は含まない。			
算定根拠	家賃相当額		
	介護費用		
	食費		
	光熱水費		
	管理費		
	一時金		
一時金の償却に関する事項			
償却開始日の設定	入居日		
初期償却率 (%)			
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額			
権利金等 (※) の額			
(※) 平成24年3月31日までに老人福祉法第29条第1項の規定により届出がされた施設に限る。			
償却年月数 (想定居住期間)			
契約終了時返還金の算定方法及び返還金の例			
保全措置の実施状況	なし	あり	(保全先)
月払い方式			
月単位で支払う利用料			
年齢に応じた金額設定	無し		
要介護状態に応じた金額設定	無し		
料金プラン			
プラン名称	月額	129,000円	
	計	家賃相当額	食費 有償生活支援サービス 共益費 管理費

	通常	65,000	別途	26,000	13,000	25,000
	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。					
算定根拠	家賃相当額	近隣施設・賃貸料を勘案し設定				
	介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。				
	有償生活支援サービス料	外部委託に係る費用（リネン類・クリーニング代）人件費から設定				
	共益費	共用部分修繕費用・管理費。人件費から設定				
	管理費	光熱費・事務管理費・事務人件費から設定				
利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料						
	個別的な選択による生活支援サービス		なし		あり	
算定根拠	人件費・リネン使用料・諸経費等を勘案した価格					
料金改定の手続						
2年に一度埼玉県消費者物価指数や人件費等を考慮し、月額利用料を改定する場合もある。						

6. その他

有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	あり	なし
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		
なし		
あり	(その内容)	
職場におけるハラスメントの防止		
事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。		
虐待防止に関する事項		
<p>事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。</p> <p>(2) 虐待の防止のための指針を整備する。</p> <p>(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。</p> <p>(5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。</p>		
業務継続計画に関する事項		

<p>事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。</p> <p>(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>
<p>感染症対策に関する事項</p>
<p>事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。</p> <p>(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。</p> <p>(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。</p>

添付書類：「介護サービス等の一覧表」

※

様

説明年月日 年 月 日

説明者署名

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。